

○ 広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年三月二十五日条例第五号

改正

平成一五年一〇月 七日条例第三三号

平成一七年 三月一八日条例第三〇号

平成一九年 三月一五日条例第八号

平成一九年一二月二五日条例第五六号

平成二五年一〇月一〇日条例第四九号

平成二六年 三月二六日条例第三二号

平成三〇年 三月二〇日条例第二七号

令和 元年一〇月 八日条例第三〇号

広島県高等学校等奨学金貸付条例をここに公布する。

広島県高等学校等奨学金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、経済的理由により高等学校等における修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「修学奨学金」という。）又は入学に必要な経費の一部（以下「入学準備金」という。）を、高等学校等に在学する者で留学を行うものに対し留学に必要な経費の一部（以下「留学奨学金」という。）を貸し付けることにより、勉学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高等学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び高等専門学校、法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部並びに法第二百五条第一項に規定する専修学校の高等課程で規則で定めるものをいう。
- 二 奨学金 修学奨学金、入学準備金及び留学奨学金をいう。
- 三 奨学生 この条例による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第三条 修学奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 高等学校等に在学していること。
- 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者とする者、同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが、県内に住所を有すること。
- 三 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。
- 四 学習状況が良好であること。
- 五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資貸与金、学資支給金その他同種の資金を他から借り受けて、又は給付されていないこと。

2 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、前項第二号から第五号までに掲げる要件を満たし、かつ、高等学校等に入学（中等教育学校の後期課程への進級を含む。以下同じ。）しようとしているものでなければならない。

3 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、第一項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならない。

（修学奨学金の貸付月額等）

第四条 修学奨学金の貸付月額は、次の表の上欄に掲げる高等学校等に在学する者について、同欄に掲げる通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		貸付月額
国立及び公立の高等学校等	自宅通学	一八、〇〇〇円
	自宅外通学	二三、〇〇〇円
私立の高等学校等	自宅通学	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学	三五、〇〇〇円

2 修学奨学金を貸し付ける期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する高等学校等の修業年限の終わる月までとする。

3 修学奨学金は、無利息とする。

（入学準備金の貸付額等）

第四条の二 入学準備金の貸付額は、五万円、十万円又は十五万円のうち奨学生が希望する額とする。

2 入学準備金は、一括して貸し付ける。

3 前条第三項の規定は、入学準備金について準用する。

（留学奨学金の貸付額等）

第四条の三 留学奨学金の貸付額は、次の表の上欄に掲げる留学期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該額が、留学に必要な経費として知事が認める額から、他から借り受けて、又は給付された留学に係る補助金その他同種の資金の額を差し引いた額を超えるときは、当該差し引いた額）を上限とする。

区分	貸付上限額
二週間以上三月未満	二〇〇、〇〇〇円
三月以上	五〇〇、〇〇〇円

2 第四条第三項及び前条第二項の規定は、留学奨学金について準用する。

（奨学金の申請及び推薦）

第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を当該申

請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に学校の長に提出しなければならない。
- 3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。

(保証人)

第六条 申請者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による延滞利息を含むものとする。

(奨学生の決定)

第七条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

- 2 知事は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、申請者に対し、速やかに申請に対する決定の内容を通知する。

(奨学金の打ち切り及び休止)

第八条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- 一 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、入学準備金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第三項の要件に該当しなくなった場合
- 二 奨学金の貸付けを辞退した場合
- 三 不正な手続により貸付けを受けた場合
- 四 貸付けを受ける目的以外の用途に奨学金を使用した場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、奨学金を貸し付けることが適当でないと知事が認める場合

- 2 知事は、入学準備金に係る奨学生が修学奨学金の貸付けを受けた場合において、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了し、又は前項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られたときは、当該入学準備金の貸付けを打ち切るものとする。
- 3 入学準備金に係る奨学生が高等学校等に入学した場合の第一項第一号の適用については、同号中「同条第二項」とあるのは「同条第一項各号のいずれか」と読み替えるものとする。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、奨学金の貸付けを休止することができる。

(償還方法)

第九条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該修学奨学金を償還しなければならない。

- 2 入学準備金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項（同条第三項の規定により同条第一項第一号を読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の規定により当該入学準備金の貸

付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該入学準備金を償還しなければならない。

- 3 前項の規定は、留学奨学金に係る借受者について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。
 - 一 前条第一項第三号又は第四号に該当するとき。
 - 二 第一項から第三項までの規定による奨学金の償還を怠ったとき。

(延滞利息)

第十条 知事は、借受者が正当な理由がなく奨学金の償還期日までにこれを償還しないときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

(償還の猶予)

第十一条 知事は、災害その他の特別の事由により、借受者が奨学金を償還することが困難であると認めるときは、その償還を猶予することができる。

(償還の免除)

第十二条 知事は、死亡、傷病その他のやむを得ない事由により、借受者が奨学金を償還することができないと認めるときは、償還金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行し、同日以降に高等学校等の第一学年に入学する者から適用する。
- 2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞利息の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成一五年一〇月七日条例第三三三号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中広島県吏員恩給条例第十二条ノ二第一項の改正規定（「労働福祉事業団」を「旧労働福祉事業団」に改める部分に限る。）及び第十一条の規定 平成十六年四月一日

附 則（平成一七年三月一八日条例第三〇号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行し、改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例第三条第四号に規定する学習成績が良好であることを要件として貸し付ける奨学金については、平成十七年度以降に高等

学校、盲学校、ろう学校及び養護学校高等部及び専修学校高等課程の第一学年に入学する者から適用する。

附 則（平成十九年三月一五日条例第八号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年一二月二五日条例第五六号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。（定める日＝平成十九年一二月二六日）

附 則（平成二五年一〇月一〇日条例第四九号抄）

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 3 新徴収条例附則第五項及び第六項並びに第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項及び第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年三月二六日条例第三二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、この条例による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例の規定により貸し付ける留学奨学金については、同日以降に留学を行う者から適用する。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第二七号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月 八日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例の規定により貸し付ける入学準備金については、令和二年度以降に高等学校等に入学（中等教育学校の後期課程への進級を含む。）しようとしている者から貸し付ける。